

令和5年度
第1回
定期監査報告書

(こども家庭部)

子育て応援課、こども育成課、こども家庭センター
新型コロナウイルス感染症対策子育て世帯給付金担当

(都市整備部)

都市計画課、住宅課

(地域経済部)

シティプロモーション課

青梅市監査委員

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項および第4項の規定による監査

2 監査の対象部署

こども家庭部 子育て応援課、こども育成課、こども家庭センター、
新型コロナウイルス感染症対策子育て世帯給付金担当

都市整備部 都市計画課、住宅課

地域経済部 シティプロモーション課

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行等が、予算および議決ならびに法令等にもとづいて、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

4 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年12月31日までの財務に関する事務の執行等

5 監査の期間

令和5年4月3日から令和5年6月29日まで

説明の聴取 令和5年6月8日

6 監査の実施内容

監査の実施に当たっては、青梅市監査基準に準拠し、監査の対象部署から提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取ならびに現地確認などを行った。

第2 監査の結果

監査に当たっては、予算の執行が公正妥当であるかとの観点から判断したところであり、監査対象部署の所管する財務に関する事務等については、提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取ならびに現地確認などにより監査した限りにおいて、法令等にもとづき、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

また、公印の管理、現金および郵券等の管理についても適正に行われ

ていることを確認した。

今後とも適正かつ円滑な事務の執行に努められたい。

なお、監査対象部署の事務取扱いの一部に、検討、改善が必要と認められる事項が見受けられたので、要望事項として記載する。

1 事務分掌

青梅市事務分掌規則に定めるとおりである。

2 予算の執行状況（令和4年12月31日現在）

(1) 歳入

（単位：円、％）

課	会計区分	予算現額	調定額	収入済額	調定額に対する収入率
子育て推進課	一般	6,570,936,000	3,237,620,197	3,235,135,897	99.9
子ども家庭支援課	一般	509,134,000	142,197,996	141,760,415	99.7
新型コロナウイルス感染症対策子育て世帯給付金担当	一般	174,957,000	150,926,000	150,926,000	100.0
都市計画課	一般	88,000	43,900	43,300	98.6
住宅課	一般	231,294,000	144,262,937	86,274,300	59.8

(2) 歳出

（単位：円、％）

課	会計区分	予算現額	支出済額	予算現額に対する執行率
子育て推進課	一般	10,737,812,000	6,854,724,963	63.8
子ども家庭支援課	一般	236,211,000	118,882,214	50.3
新型コロナウイルス感染症対策子育て世帯給付金担当	一般	213,528,000	139,235,033	65.2
都市計画課	一般	16,718,000	2,388,750	14.3
住宅課	一般	321,529,000	82,503,832	25.7

※課名は令和4年12月31日現在の名称。

3 要望事項

各課に対する要望事項については、以下のとおりである。

(1) 子育て応援課

ア 育児支援ヘルパー事業について

育児支援ヘルパー事業は、出産前後で体調不良等により、家事や育児が困難な方に対し、ヘルパーを派遣して食事の世話や住居の清掃など必要な支援を行うものである。

支援の必要性については、現場を担うヘルパーの判断も必要であるが、市においても積極的に情報収集を行い、潜在的に必要とする方に対しても支援が行き届くよう取り組まれない。

また、受託事業者から提出された育児支援ヘルパー派遣計画兼報告書には、派遣記録の記載漏れが散見された。

委託契約の仕様書にもとづき、適正に報告するよう指導するとともに、事業者やヘルパーに対して定期的にヒアリングを行うなど、業務の履行状況をよく確認するよう要望する。

イ 学童保育所における障害児の対応について

学童保育所では、青梅市学童保育所実施要綱（以下「要綱」という。）にもとづき、障害児を受け入れる場合、原則として、障害児2人に対し職員1人を追加することとしている。

指定管理者から提出された月次事業報告書において、複数の学童保育所で、障害児の受入人数に対し、職員が加配されていない日が散見されており、その理由に「職員の手配ができなかった。」などの記述があった。

利用予定ではなかった障害児が急きょ利用するケースもあり、他の学童保育所等から職員を移動させたり、休暇中の職員を充てるなどの工夫をしているとのことであるが、要綱にもとづき、適正に配置できるよう指定管理者と協議し、受入障害児の放課後における健全育成の充実に努めるよう要望する。

ウ 青梅市青少年対策事業補助金について

青梅市青少年対策事業補助金は、青梅市青少年対策地区委員会（以下「地区委員会」という。）が行う事務事業および青少年対策活動推進事業に対して助成を行い、青少年の健全な育成を図ることを目的としている。

令和3年度の実績報告書において、補助額を超える額の繰越金が

ある地区委員会が見受けられ、担当課からは、「大きなイベントを実施するためには単年の補助金では足りない場合があり、2年あるいは3年間ためて楽しく効果的な事業をやりたいという地区の思いをくんでいる。」との説明があった。

令和元年度の定期監査においても要望した事項であるが、「青梅市補助金等の見直しに関する指針」に則し、年度により必要な補助金が異なる場合は、柔軟に対応できるよう補助の方法を見直すことも必要である。

また、補助金の一部を支会で組織するブロックへ助成金として交付している地区委員会や、図書カードをまとめて購入し、事務局で保管している地区委員会もあった。

担当課において実績報告書を確認する際には、「青梅市補助金等交付規則」にもとづき、補助金の使途にかかる証拠書類を求め、支出の目的、内容をよく確認し、補助金の透明性、公平・公正性の確保に努めるよう要望する。

(2) こども育成課

ア 定員未充足保育所加算補助金について

定員未充足保育所加算補助金は、保育所の利用定員に対し、保育の実施児童数が90パーセントに満たなかった月がある場合に、月額10万円を補助することにより、厳しい経営状況にある保育所の安定的な運営を支えようとする青梅市独自の制度である。

令和4年度は、20園に対し1,940万円を交付しており、前年度を20.5パーセント上回る結果となった。

保育所の運営を安定的に維持するための重要な施策であるが、少子化の進行により、児童数が年間を通して定員の90パーセントに満たない園も増えており、今後更に補助額が増加するものと考えられる。

常態的に未充足になっている状況は、補助金のいかににかかわらず、保育所の運営に関わる大きな問題である。

在園児童数に見合った適正な利用定員となるよう、保育所と一緒に考えて方向性を示していくとの説明があったが、将来的な展望を見据え、保育所の運営支援の在り方についても検討されたい。

イ 民間保育所事務協会に対する運営補助金について

民間保育所事務協会（以下「事務協会」という。）は、民間保育所における事務の合理的かつ能率的な事務管理の適正化を図るために設置され、各保育所からの受託により、事務処理および運営に関する助言、指導を行う任意団体である。

現在、民間保育所 29 園の経理を、一括して統一的に処理することにより、各保育所の事務負担の軽減に寄与している。

青梅市では、保育所行政の円滑な運営と充実を図ることを目的として、人件費、事務室使用料、光熱水費の一部などを補助しているが、事務協会においては、市内全ての保育所の事務を受託しているわけではなく、市外の法人が運営する保育所などは除外している。

こうした状況を鑑みると、当初の目的に対して、青梅市が交付する補助金の公平性が保てない。

また、青梅市は、保育所の運営について事務費等も含め委託しているところであり、保育所の判断で業務の一部を再委託させることに異論はないが、同じ目的で補助金を交付しているとなれば、経費の二重支払の疑念が生じる可能性がある。

事務協会が請け負う事務の内容等が、補助金の趣旨に適したものか改めて検証し、透明性、公平・公正性の確保に努められたい。

ウ 適正な事務執行について

監査の書類審査において、義務教育就学児医療費助成にかかる現金給付 2 件の算定に誤りが発見された。

担当課には、訂正と速やかな返還手続を求めたところである。

担当者は正しい知識を持っていたにも関わらず、書類審査の際に一部見落としした結果、誤った算定をしてしまったとの説明があったが、事務執行の流れや確認方法を再検証し、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(3) こども家庭部共通

組織再編に伴う児童福祉施策の充実について

こども家庭部では、令和 5 年度の組織改正により、子ども家庭部所管の「子ども家庭支援センター」と健康福祉部所管の「子育て世代包括支援センター」を統合した。

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を切れ目なく行い、常に相談者の情報を共有し、手厚い支援を行うことで、市民サービスの向上につなげていくとのことである。

令和5年4月にこども家庭庁が発足したことにより、児童福祉および母子保健に関する支援体制の強化が見込まれ、市区町村においてもこれまで以上にこども、子育て支援の充実が求められる。

また、第7次青梅市総合長期計画においても、10年後に目指す姿は「全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく地域社会が実現している。」こととしている。

組織再編の効果をいかんなく発揮し、児童福祉施策の充実に努めるよう要望する。

(4) 都市計画課

ア 都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープラン（以下「プラン」という。）は、都市計画法の定めにより、市町村の都市計画に関する基本的な方針として、今後の都市計画やまちづくりの総合的な指針とするものである。

プランは、令和5年度から7年度にかけて改定していくとのことであるが、改定に当たっては現行プランの内容を十分検証し、社会、経済情勢や市民意識の変化など、青梅市を取り巻く環境を客観的に捉え、継続的に整備するもの、新たに取り組むべきものなどを整理し、新たなまちの将来像を分かりやすく示していく必要がある。

令和5年度にスタートした第7次青梅市総合長期計画では、10年後のまちの将来像として「美しい山と溪谷に抱かれ東京に暮らす 青梅」をイメージとしたところであるが、計画の基本理念と整合を図り、市民のための実効性あるプランとなるよう要望する。

イ 青梅市統合型GISについて

統合型GISは、庁内の地図情報を一元的に管理し、職員による閲覧、編集、分析が可能となる「庁内型GIS」と市民等に都市計画、道路、防災等の地図情報をインターネット上で公開する「公開型GIS」が一体となったシステムである。

各部署が保有する各種地図情報を共有し、横断的に活用することで、業務の効率化、二重コストの削減等を図ることを目的とし、多

くの部署が協力して構築、導入したことは大いに評価するところである。

令和4年度は、6部署が連携しているが、今後、固定資産の情報や公共施設、観光施設等の情報を多面的に共有し、情報発信することで、市民サービスの向上のほか、青梅市の魅力発信にもつながるものとする。

統合型GISの一層の充実を図り、全庁的な活用を期待する。

(5) 住宅課

ア 市営住宅にかかる滞納者の対応について

市営住宅使用料の滞納者に対しては、督促や手紙、電話等による催告が行われ、なお支払いに応じない者には、債権回収事務について弁護士に委託し、回収効果を上げている。

一方、市営住宅使用料相当徴収金（以下「徴収金」という。）の滞納者については、担当者が交渉しているが、長期にわたる滞納分が存在しているところである。

また、徴収金の対象は、市営住宅の入居条件を失効した者であり、入居を待っている方のためにも、速やかに退去してもらう必要がある。

徴収金についても、滞納分の徴収および退去にかかる法的措置について弁護士に相談するなど、早期に解決できるよう努められたい。

イ 高齢者住宅の取扱いについて

高齢者住宅「青梅シルバーピア新町」は、令和2年3月に改訂された青梅市住宅マスタープランにおいて、借上期間満了となる令和6年3月に用途廃止することが決定している。

用途廃止まで残り9か月となったが、入居者に何も説明しておらず、また、賃貸人との交渉も成立していないとのことである。

今後の対応を早急に決定し事務を進めるとともに、入居者へ丁寧な説明を行うよう要望する。

また、高齢者住宅賃貸借契約書の第12条に、「この契約の満了、終了または解除のときは、乙（青梅市）は、現状有姿のまま甲（賃貸人）に返還するものとし、住宅に継続して入居者が入居している場合は、甲に対して乙が物件の入居者に与えた高齢者住宅使用許可

処分にもとづく使用者たる地位を承継させるものとする。」と記載されている。

継続して入居する者を退去させることなく、用途廃止できるものと理解するが、今後の賃貸人との交渉および居住者への対応についても最善の方法を検討されたい。

ウ 住宅耐震化の促進について

青梅市耐震改修促進計画（以下「計画」という。）に掲げる目標値として、令和7年度末までに、一般住宅にかかる耐震性の不十分なものをおおむね解消する。そのために約6,000棟の耐震化が必要になるとしている。

一方、木造住宅耐震改修補助を活用して耐震化した住宅は12件、その他個人で改修や取り壊した住宅を含めても、目標には大きく及んでいない状況である。

これからの3年間、計画に定める各施策や青梅市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを推進するほか、新たな促進策を検討するなど、全力で耐震化を進め、令和7年度までに目標を達成できるよう努められたい。

(6) シティプロモーション課

青梅市移住・定住促進プランの推進について

令和3年度に青梅市移住・定住促進プラン（以下「プラン」という。）を策定し、「おうめをみつける・おもいだす戦略」（以下「戦略」という。）によって、広報活動や売り込み活動を一元かつ戦略的に行い、シティプロモーションの強化、ブランドイメージの向上を目指すとしている。

この戦略については、ノウハウのある事業者に3,196万円余で業務委託し、効率的かつ効果的に青梅市の暮らしやすさや魅力を伝え、移住先としての認知獲得を図ったところである。

この業務で、「移住・定住ポータルサイトの構築」、「動画コンテンツの制作」のほか、「デジタルアートコンテスト」など多岐にわたる事業を行い、青梅市のブランドイメージの向上に努めたことは、大いに評価できる。

令和5年度もこの戦略を継続的に展開し、一層の事業推進に努めて

いくとのことであるが、経費が大きいことから、その成果が求められるところである。

プランに掲げた移住・定住促進施策を確実に展開するとともに、各施策の目標値を高い水準で達成できるよう要望する。